

公益法人改革対応について

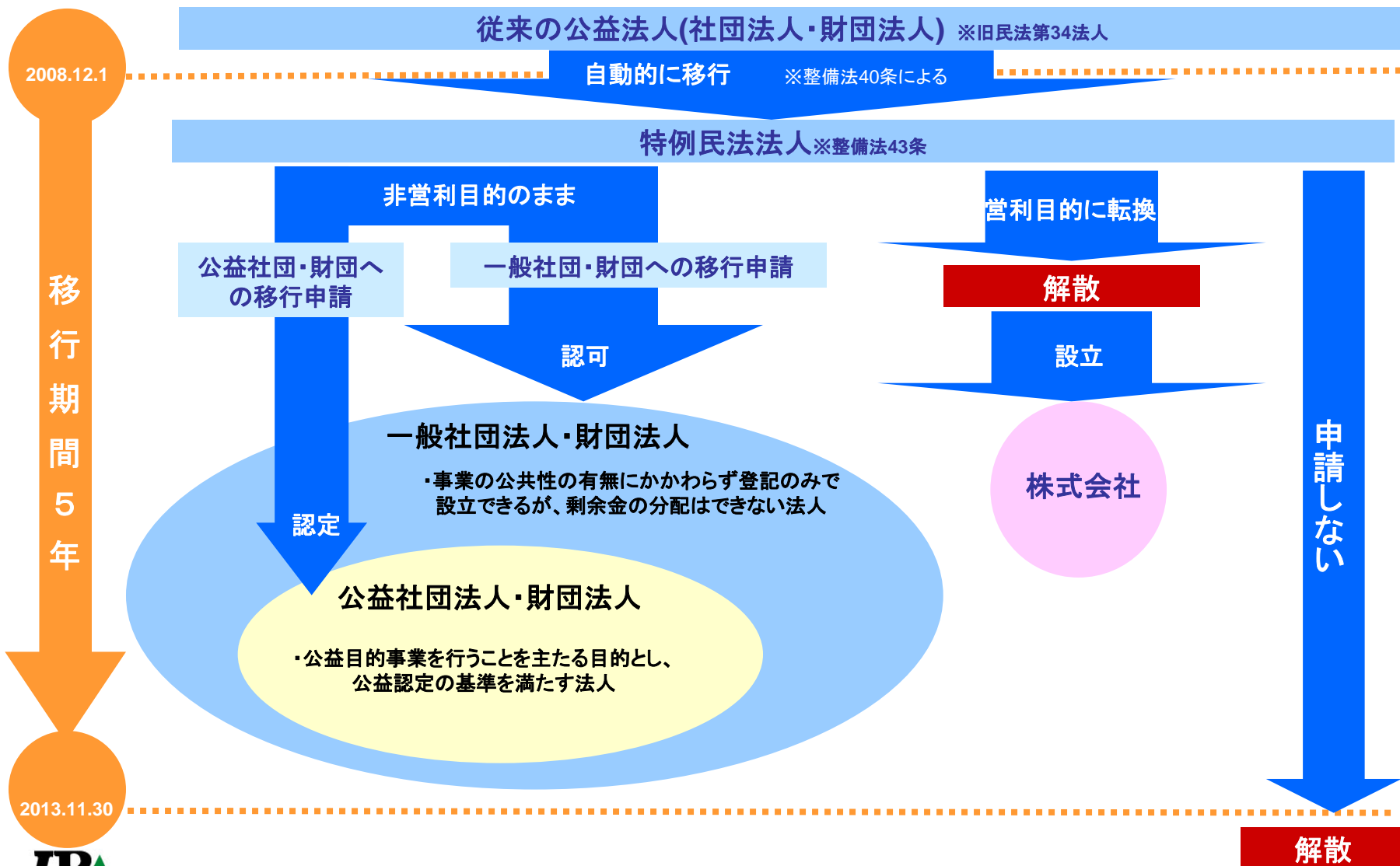
2012年1月31日

JPNIC 公益法人改革対応 役員検討会

公益法人改革への対応

- ◆法律によって、期限までに新たな法人形態に移行しなければ解散となる
- ◆選択肢には「公益認定社団法人」「一般社団法人」の2つがある
- ◆事業運営の自由度の大きい「(非営利型)一般社団法人」を選択するのが適切である
- ◆「総会」「理事会」「ガバナンス」「会計」等の観点から現状維持することとする
- ◆これまでの公益事業で蓄積した財産を対象に「公益目的支出計画」を実施する
- ◆各法人で定める所管官庁による監督は廃止されるが、「公益目的支出計画」終了まで政府内閣府により監督される
- ◆法人形態の選択を決議後に「申請」を行い、許可を待って「定款変更」する
- ◆2013年4月からの新法人発足を目指す

公益法人制度改革のスケジュール



公益社団/財団と一般社団/財団の比較

| 公益社団/財団法人 | | 法人格としては、すべて一般社団/財団法人 | | |
|-----------|--|---|---|---|
| | | 非営利性の徹底された法人 | 共益的活動を目的とする法人 (組合、同窓会、県人会、互助会、親睦会等) | 普通法人 |
| 税制 | <ul style="list-style-type: none"> ・公益目的事業に対して、法人税は非課税 ・34種類の収益事業に対しては、法人税率30% (所得金額800万円以下については22%) | <ul style="list-style-type: none"> ・登録免許税及び受け取り利子等にかかる源泉徴収税の課税 | <ul style="list-style-type: none"> ・全所得課税 | |
| 事業活動の制限等 | 事業目的等の要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・国の指定する23の公益目的事業 ・公益目的事業費率50/100以上 ・公益認定基準を遵守した、事業実施が必要。事業変更にあたっては、行政庁の認可が必要になる場合もある | <ul style="list-style-type: none"> ・制限がないため、法人の創意工夫により公益的な事業はもとより柔軟な事業展開が可能 <ol style="list-style-type: none"> 1. 剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること。 2. 解散したときは、残余財産を国や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること。 3. 上記1及び2の定款の定め違反する行為をしたことがないこと。 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 社員(会員)に共通する利益を図る活動を行うことを目的としていること。 2. 定款等に会費の定めがあること。 3. 主たる事業として収益事業を行っていないこと。 4. 定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を行うことを定めていないこと。 5. 解散したときに、その残余財産を特定の個人又は団体に帰属させることを定款に定めていないこと。 6. 上記1から5まで及び下記7の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えたことがないこと。 |
| | 監督 | <ul style="list-style-type: none"> ・(内閣府による)報告徴収、立ち入り検査の実施あり ・(内閣府による)勧告・命令、認定取り消しの措置あり | <ul style="list-style-type: none"> ・監督官庁がないため、法人の自主的な運営が可能 (公益目的支出計画の中にのみ、報告書を提出。適正に計画が行われているか確認される) | |
| | 役員 | <ul style="list-style-type: none"> ・役員に三親等以内の親族が3分の1を超えて含まれてはいけないという役員の親族制限に違反しないこと ・役員に、同一団体の関係者が3分の1を超えて含まれてはいけない ・報酬が不当に高額にならないよう支給基準を定める | <ul style="list-style-type: none"> ・制限なし | |

移行先法人のメリット・デメリットまとめ

1. 公益社団法人のメリット・デメリット (主な移行条件: 公益目的事業費率が50%以上)

| | |
|-------|--|
| メリット | ・法人側に税制上の優遇措置がある |
| デメリット | ・公益認定取り消しリスクがある。 また認可後は、事実上、一般社団に戻る道がない ・行政庁の監督 (法人運営・事業活動についての報告徴収や立入検査等がある) |

2. 一般社団法人のメリット・デメリット

| | |
|-------|--|
| メリット | ・非営利型を選択すれば、公益目的事業に関しては非課税 ・公益目的支出計画実施中は行政庁への報告義務があるが、終了後の監督はなくなる ・自主的運営が可能となり、社団の創意工夫で柔軟な事業展開が可能 ・必要であれば、いつでも公益社団法人への移行申請が可能 |
| デメリット | ・法人側に与えられる税制上の優遇措置の一部を受けられない |

JPNICにおける判断についてのまとめ

- JPNICの二事業(IP事業/インターネット基盤整備事業)は、ともに公益目的事業であるため、公益社団法人に移行申請することも可能ではあるが、一般社団法人の方が適合性が高い
- 理由は以下の通り
 1. 事業内容における自由度が高いため
 2. (IP事業は税法の区分では課税対象であるため)基本的にどちらの法人格でも税制に差がないため
 3. 公益社団法人になると監督・指導が強化されるため

これまでの状況と今後の進行(案)

